

紋章の研究

その10 江戸時代の武将の紋章(5)

若山初子

- I. 緒言
- II. 元禄六年
 - 1. 紋章の分類
 - 2. 部分的に変化させた紋章
 - 3. 新しく紋章を用い始めた武将
 - 4. 新しい事物の紋章
 - 5. まとめ
- III. 元禄八年
 - 1. 元禄八年の大名
 - 2. まとめ
- IV. 元禄十一年
 - 1. 元禄十一年の大名
 - 2. 部分的に変化させた紋章
 - 3. 新しく組合せた紋章
 - 4. 新しい事物の紋章
 - 5. まとめ
- V. 結び

I. 緒 言

前報その9⁽¹⁾においては、江戸時代の元禄四年における大名471名の紋章、および9800石以下250俵までの427名の武将の紋章について大武鑑⁽²⁾により考察を進めた。

その内容はこの時代に新しく用いられた紋章を考察することを主にしたものである。その結果、江戸時代の初期以前に見られた新しいデザインの使用は少なく、特に大名においては新しい組合せのものが2ヶ所あった

若山初子

のみで、世襲されていることがはっきりした。また四年の特長としては大名以外の武将をまとめたことであり、これらの武将の用いた紋章に34ケースの新しい紋章を見出すことができた。そのうち新しい事物の紋章化は3ケースであり、それは日常生活に用いられていたものの紋章化で、紋章と生活の密着も伺い知ることができた。また紋章名不明のもの、造形密度の低いものも認められ、柱、あるいは他の衣服の目立つ位置に据えられる紋章の、デザインの巧拙の差は大きかったとも考えられる。

本報においては、元禄六年～十一年における大名の紋章を元禄四年と比較し、変化の程度および新しい紋章を調べた。

尚新しい紋章の定義としては

- ・今まである紋章を変化させたもの
- ・新しく組合せたもの
- ・新しい事物を用いたもの

とした。

II. 元禄六年

1. 紋章の分類

元禄六年に武鑑に載せられている大名は418氏であった。また新しく記載された大名は子弟を除き認められない。

これらの大名の紋章を分類して表1に示す。

尚分類方法は前報⁽³⁾と同様である。また二つ以上の紋章を組合せて一つの紋を構成したものを合成紋とした。

次に表1の紋章をまとめて、その数を図1に示す。

図1の結果と前報⁽³⁾の結果を比較すると、用いられている紋章数の傾向はほど同様である。すなわち植物紋が最も多く、器材器具紋、文様紋と続く。天文地理紋、動物紋、文字紋もその数の傾向は前報と類似している。本報における前報との違いは合成紋が増加していることである。

紋章の研究

表1 紋章の分類（元禄六年）

文 様 紋				植 物 紺				
	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
巴紋	右三つ巴	10	三階菱	7	丸に三つ葵	8	下り蘿	2
	左三つ巴	5	丸に三階菱	1	水戸六つ葵	3	蘿 下り蘿 (花石持地抜)	2
木紋	五葉木瓜	2	三つ盛菱	1	菊輪に三つ葵	1	竹 芭	6
	五葉木瓜	故	割菱	3	(高須葵)	2	津軽牡丹	2
瓜紋	五葉木瓜 (外郭石持地抜)	12	溝口菱	2	播州六つ葵	2	芭 芭 葉つき牡丹	1
	三盛木瓜	1	山口菱	2	紀州六つ葵	2	上り蘿	1
引両紋	堀田木瓜	5	花菱	1	石持地抜裏輪	3	右一つ丁字巴	1
	丸に一つ引	2	花菱	1	に三つ葵	1	八つ丁字	1
引両紋	丸に二つ引	5	輪違い	2	丸に三つ葵	2	萬	3
	丸に三つ引	8	輪違い	2	八角に三つ葵	3	丸に萬	1
目結紋	平四つ目結	2	三つ鱗	1	石持地抜三つ鱗	1	櫻	3
	隅立四つ目結	5	石持地抜三つ鱗	1	五七の桐	40	丸に桜	3
目結紋	丸に隅立	直	丸に直違い	1	桐 (花持地抜)	4	松	1
	四つ目結	2	直	1	五三の桐	3	丸に右三階松	1
繁ぎ四つ目結	繁ぎ四つ目結	1	梅鉢	1	五七の桐	1	西尾櫛松	1
	繁ぎ九つ目結	3	裏梅鉢	1	桐 (花持地抜)	6	抱き沢瀉	1
魚骨紋	丸に酢漿草	7	劍梅鉢	1	五三の桐	10	抱き沢瀉	6
	魚骨紋	2	劍梅鉢	3	梅鉢	1	秋月撫子	3
魚骨紋	丸に劍酢漿草	8	劍梅鉢	1	梅鉢	1	細抱き沢瀉	1
	丸に劍酢漿草	3	劍梅鉢	3	梅鉢	1	大開沢瀉	1
魚骨紋	丸に酢漿草	7	劍梅鉢	1	桐 (花持地抜)	40	永井梨切口	2
	魚骨紋	2	劍梅鉢	3	桐 (花持地抜)	6	立堀の葉	6
魚骨紋	丸に劍酢漿草	2	劍梅鉢	3	桐 (花持地抜)	9	三つ立堀の葉	2
	丸に劍酢漿草	8	劍梅鉢	1	桐 (花持地抜)	1	牧野柏	6
魚骨紋	丸に劍酢漿草	8	劍梅鉢	1	桐 (花持地抜)	1	抱柏	2
	丸に劍酢漿草	3	劍梅鉢	3	桐 (花持地抜)	1	細輪に土佐柏	2
魚骨紋	丸に劍酢漿草	7	劍梅鉢	1	桐 (花持地抜)	7	桔梗	1
	魚骨紋	2	劍梅鉢	2	桐 (花持地抜)	2	丸に桔梗	3
魚骨紋	丸に劍酢漿草	8	劍梅鉢	8	桐 (花持地抜)	8	機	1
	丸に劍酢漿草	3	劍梅鉢	3	桐 (花持地抜)	3	丸に機	3

若山初子

動物紋		器財器具紋			
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
蜜 の 羽 紋	12	釘抜 袋紋	7 丸に釘抜	永業通寶錢 真田六文錢	5 1
の 丸に左重ね の 連い鷹の羽	2	杏 養 菱紋	6 抱杏葉 島花杏葉	裏錢 蛇の目	4 11
羽 丸に一つ鷹の羽	1	矢 紋	1 細輪に一つ矢	蛇の目九曜	3
紋 久世鷹の羽	1	矢 紋	1 連い矢	輪鐵紋	2
井上鷹の羽	6	片桐連い矢	1	二つ輪鼓	
鶴 紋	5	月の丸扇	4	久留守	1
對い鶴	5	三つの丸扇	1	中川久留守	1
蝶羽蝶	1	高崎扇	1	内田久留守	3
丸に揚羽蝶	1	二階扇	2	輪宝	1
蝶 案輪 (内側の縁なし)	紋	三つ扇	1	三宅輪宝	1
に揚羽蝶	2	捨扇	1	丹羽捨扇	2
よろい蝶	1	秋田捨扇	1	祇園守崩し	
池田対い蝶	2	軍配團扇	1	独樂紋	2
三つ蝶	3	三軍配團扇	1	廻り独樂	
鳳凰紋	1	源氏車	2	丸に州浜	3
馬紋	1	十二本源氏車	1	丸に類	1
雁紋	2	八つ水車	4	類紋	
鹿角紋	1	白餅	3	御生笠	2
		黒餅	1	桶	1
				桶紋	

紋章の研究

天文地理紋		築造物紋		文字紋		合成紋	
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
三つ星	1	組平井筒 井筒紋	5	紀の字	1	六つ葵に菊	1
星 六つ星	17	井桁	1	白黒一文字	1	六つ裏葵に唐花	5
七曜	2	菱	1	一文字三つ星	1	一文字三つ星	9
九曜	26	かけ立三つ石	1	丸に八の字	1	丸に一文字三つ星	1
角九曜	2	鳥居	1	丸に九の字	1	六曜に石持地抜	
離れ九曜	4			丸に十の字	3	左三つ巴	1
轔輪に九曜	1			獨立角に十の字	1	龜甲に七曜	1
枚 石持地抜九曜	2			左万字	1	折敷に三文字	8
十曜	1			丸に左万字	3	折敷に縮三文字	1
月 まむき月	1			丸に本の字	8	龜甲に小の字	1
紋 わんじに月	2			四角に本の字	1	類に二八文字	1
稻妻紋 丸に稻妻	2			丸に山の字	1	丸に一文字割剣桔梗	
				丸に上の字	2	(椎村桔梗)	3
				丸に利の字	1	七宝に花菱	1
						龜甲に花菱	1
						竹輪筐に對い雀	3
						竹輪に九枚筐に	
						三羽飛雀	
						丸に九枚筐に	
						対い雀	1
						丸に二本竹に	
						二羽雀	1
						黒餅に星梅林	1
						黒餅に向う梅	1
						沢鷺に水	2
						上り藤に大の字 (花と大の字石 持地抜)	4
						上り藤に加の字 (花と加の字石 持地抜)	
						雪持根筐	1
						三つ寄せ蝶に菊	3
						庵り木瓜	1
						板倉巴(九曜巴)	6

若山初子

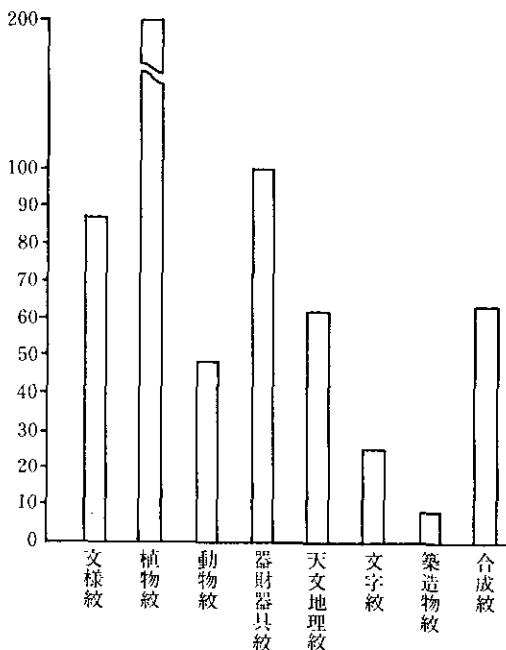


図1 紋章の種類

2. 部分的に変化させた紋章

元禄六年に記載されている大名は、同四年の大名と同一人またはその子弟である。これらの大名について四年との紋章の比較を行なった。その結果、同一紋章を用いているのは376氏で、42氏の紋章に部分的な変化が認められた。

紀伊大納言光貞、松平左京大夫は将軍家と血縁関係であり、共に二つの紋章の記載がある。一つの紋章については前者は丸に三つ葉葵、後者は隅切角に三つ葉葵の紋章で四年と同様である。他の紋章について前者は六つ葵紋を用いているが、その紋章に変化がみられ水戸六つ葵が紀州六つ葵に変っている。すなわち円形に配した六葉の葉の内側に描かれた文様に変化が認められる。また後者の場合は水戸六つ葵が六つ裏葵に唐花に変化していることが認められる。

紋章の研究

次に花の部分が石持地抜になっている五七の桐を用いていた、松平氏16氏を含む28氏の武将が陽紋に変化させており、その形も現代の桐紋に類似している。

また離れ九曜を用いていた伊達氏の三武将、および細川氏の五武将の計八名の武将が九曜紋に変化させている。

本多氏の一族は立葵および本の字を用いているが、二名の武将はその外郭を変化させている。二武将共に立葵と本の字の二つを家紋としているが、二つの紋章とも四角の外郭を用いていたものを、立葵の方は外郭を取去り、本の字の外郭を丸に変えた武将、また二つの紋章ともに外郭を持たなかつたものを、両方に四角の外郭を加えた武将が認められた。

水野氏一族は沢瀉と永楽通寶錢を家紋としているが、四年には丸に沢瀉の記載のあった武将が沢瀉に水の紋章に変わっている。

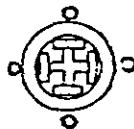
次に堀美作守は丸に向う梅を用いていたが、六年の家紋は黒餅に向う梅を用いているのが認められた。

以上が紋章を部分的に変化させて用いたものである。

3. 新しく紋章を用い始めた武将

六年で始めて紋章の記載があった武将は38氏である。これらの武将は嫡男、次男、舍弟等であり、紋章も1人を除き父、或いは兄と同じものを用いていることが認められた。

内田出羽守正衆は内田久留守と八つ鷹の羽車を家紋としているが、嫡男、次男も内田久留守を家紋としている。嫡男は父と同じ紋章であるが、次男の紋章は外側に描かれた四ヶの小円と内部の文様を石持地抜としている。



嫡男紋章



次男紋章

内田久留守紋

以上元禄六年で新しく紋章を用い始めた武将のうち、一名の武将が紋章の一部を変化させて、新しい形として用いたことが認められた。

若山初子

4. 新しい事物の紋章

新しい紋章として認められるのは、文字紋の紀の字紋である。



紀の字紋

この紋章は紀伊大納言光貞の嫡男紀伊宰相綱教の用いているもので、父は前述の三つ葉葵と紀州六つ葵を用いており、綱教は三つ葉葵と紀の字を家紋としている。元禄四年の場合は三つ葉葵のみを用いており、新しく紀の字を家紋としたことがわかる。

5. まとめ

大武鑑に載せられていた元禄六年の紋章は大名の紋章のみであった。これらの大名の多くは当然のことながら元禄四年と同じ紋章を用いており、一部の大名が、用いている紋章を部分的に変化させていることが認められた。しかしその内容は既存のものである。

また新しく紋章を用い始めた子弟は、一人を除き父と同じ紋章を用いていることがわかった。

次に新しい事物の紋章として紀の字紋が用いられ始めたことが認められた。

以上元禄六年の家紋は、始めて用いられた紋章としては紀の字紋一つのみであり、また部分的に変化させた場合も新しい形態のものは1ケースのみであった。

III. 元禄八年

1. 元禄八年の大名

元禄八年に紋章と共に大武鑑に記載されている大名は389氏である。更

紋章の研究

に嫡男が父と同じ紋章を新しく用い始めたのが19氏あり、計408名の記載であった。

二人の大名を除き、406名の大名が六年と同じ紋章を用いていることが認められた。

西尾隱岐守忠成は、元禄六年には西尾櫛松と丸に右三階松を用いているが、八年では西尾櫛松と丸に剣酢漿草の紋章が載せられている。二つある紋章の一つを変化させているが既存のものである。

木下肥後守利康は、元禄六年では五七の桐を用いている。しかし八年に記載されている紋章は日足紋のようである。



日足紋

前報⁽⁴⁾において、斎藤氏が日に雲を配した紋章を用いていることを述べた。円の形は印としても書き易いために旗印等にも用いられていた。日足紋は太陽の光芒を表現したもので、この紋章の光芒の数は12本である。著者が調べた限りでは新しい紋章である。

2.まとめ

元禄八年に記載されていた紋章中、日足紋が今まである紋章を変化させた形の新しい紋章であった。

IV 元禄十一年

1. 元禄十一年の大名

元禄十一年に紋章と共に記載されていた大名は160名である。

これらの大名のうち、10名の大名が紋章を変化させ、新しい形の紋章として用いていることが認められた。これらの紋章について述べる。

2. 部分的に変化させた紋章

紋章および用いた武将を表2にまとめて示す。

表2 部分的に変化させた紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	紋章	紋章名	氏名
	七三桐	松平源五郎		石持地抜 一文字三つ星	毛利甲斐守綱元
	変り五三桐	松平若狭守直明		石持地抜 鎧蝶	松平伊豫守綱政
	石持地抜 加賀梅鉢	加賀宰相綱紀		五龍胆車	
	雲州桐	田村右京太夫建顯		石持地抜 月の丸扇	佐竹右京太夫義處
	細隅立角に 重ね餅	浅野内匠頭長矩		変り星梅鉢	松平隠岐守定直

松平大和守基矩は五三の桐（花石持地抜）と右三つ巴を家紋としており、この紋章と共に三男、四男の家紋の記載がある。三男松平源五郎の家紋は七三の桐である。その形式は花の部分は父と同様に石持地抜としているが、中央の花は七ヶであり、三枚の葉の形も父の紋章とは異なり葉脈の数も多い。尚四男の松平亀之丞の家紋は父と同じ形の五三の桐である。

松平若狭守直明の用いた五三の桐は、その外側を細い線を用いて更に開い、二重の輪郭にしたものである。また嫡男の松平左兵衛佐直常も同じ紋章を用いている。

現在用いられている桐紋の種類は多く、126種⁽⁵⁾にも及ぶ。しかしこの形式の五三の桐、および前述の七三の桐は掲載されていない。

紋章の研究

次に加賀宰相である松平加賀守綱紀の家紋は梅鉢紋であり、この紋章に変化がないのは当然であるが、十一年の記載には、更に石持地抜にした梅鉢紋が新しく載せられている。嫡男の松平勝次郎は梅鉢紋を、二男の松平富五郎は石持地抜梅鉢紋の掲載である。

田村右京太夫は、八年までの紋章は九曜紋と左三つ巴紋であった。しかし十一年に記載されている紋章は雲州桐と、後述する車前草である。雲州桐には葉脈は描かれていない。桐紋としてこのような形態のものは初めてである。

浅野内匠頭長矩の丸に違い鷹の羽紋は周知の紋章である。十一年にはこの紋章と共に細隅立角に重ね餅紋も用いている。紋の形としては円を重ねたものなので原始的なものである。浅野氏の場合は縦に二つを重ねて用いており、形としては新しいものである。

抱沢鴻と一文字三つ星は毛利氏の家紋であり、一族が用いている紋章である。毛利甲斐守綱元は今まで用いていた一文字三つ星を、石持地抜一文字三つ星にしていることがわかる。江戸期に入ってから石持地抜の紋章が増加したことを述べた⁽⁶⁾が、この紋章も同様である。

鍋嶋氏の鍋嶋杏葉は周知の紋章であり一族が用いている。十一年には鍋嶋攝津守直之は鍋嶋杏葉と共に、石持地抜十二日足紋を用いていることが認められた。これは八年の木下肥後守利康と同じ紋章である。

備前岡山の松平伊豫守綱政は鎧蝶（備前蝶）を家紋としていた。十一年に描かれている紋章は石持地抜に変化しており、嫡男も同じ紋章を用いている。また更に新しく龍胆車を用いている。日本紋章学⁽⁷⁾では清和源氏の代表家紋が笹龍胆と云うのは誤報であると述べている。鎌倉期に村上源氏の代表家紋であったものが、いつしか清和源氏流の源義朝画像に誤り描かれてから、清和源氏の代表家紋と称されるようになったとしている。そして徳川中期に龍胆を用いるようになったのは、誤った説が信じられていたと述べている。

松平伊豫守の系図を見ると清和源氏である。推測としては、替紋を定める場合に、誤報であるとは知らずに一族の代表家紋の笹龍胆の形を替えて用いたのではないかと考えられる。五龍胆車は龍胆紋を変化させた紋章であり、その形は著者が調べている範囲では新しいものである。尚嫡男の松平主膳輝致は父の石持地抜鎧蝶を家紋としている。

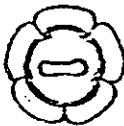
若山初子

佐竹氏一族は月の丸扇を用いており、その紋章に変りはないが、佐竹右京大夫義處は月の丸扇と共に、替紋に石持地抜月の丸扇を用い始めたことが認められた。

松平隱岐守定直の紋章は星梅鉢であったが、十一年に載せられている紋章は図によってもわかるように、中央の円が中心の点を含めて三重になっている。この紋章は調べた限りの文献には見当らない。変り星梅鉢名は著者が仮りに付したものである。尚十一年から嫡男松平鍋之助も変り星梅鉢を家紋として用い始めている。

3. 新しく組合せた紋章

保科兵部少輔正祥は八年までは銀輪に九曜と並九曜を用いていたが、十一年には銀輪に九曜と窠輪に一文字を用いている。



窠輪に一文字紋

梅輪に一文字は室町時代⁽⁴⁾にすでに用いられているが、窠輪に一文字を組合せたものは初めてである。

4. 新しい事物の紋章

前述の雲州桐を用いている田村右京太夫は、この紋章と共に車前草紋も用いている。



車前草紋

紋章の研究

八年に掲載されている紋章は九曜と左三つ巴であると述べた。八年の田村氏と十一年の田村氏は同じ三万石であり、居城は奥州一の関、やしきあたこの下との記載があり、同じ城の城主と考えられるが、八年の田村右京太夫は宗永、十一年の田村右京太夫は建顕となっているので、同一人物ではないと考えられる。系図が示されていないので二人の関係は分らない。

日本の紋章⁽⁸⁾には上図に似た紋章が示されており、一の関茗荷の紋章名が記されている。居城は一の関となっているので茗荷紋とも考えられるが、日本紋章学⁽⁷⁾によると、車前草は坂上氏の出である田村氏がこれを用い、坂上氏の代表家紋と記されている。大武鑑⁽²⁾には宗永は坂上氏の出であることが示されているところから、車前草紋とも考えられる。なお建顕には坂上氏の出である事は記されていない。

この紋章が具象的表現の紋章であるとして、植物図鑑⁽⁹⁾を参照すると車前草に近似している。若し車前草であるとするならば、始めて紋章化されたものと考えられる。

5.まとめ

元禄十一年には10名の大名が紋章を変化させている。

その内容は今まで用いられていた紋章を変化させた形の新しい紋章が10ケース、新しく組合せたもの1ケース、新しい事物の紋章が1ケースであった。

V. 結び

本報においては、元禄六年～十一年に記載されていた大名の紋章について考察を行なった。その主とした内容はこの時代の新しい紋章を見出すことである。

新しい紋章としては

- ・今まである紋章を部分的に変化させたもの……12ケース
- ・新しく組合せたもの……………1ケース
- ・新しい事物を用いたもの……………2ケース

以上合計15ケースが新しい紋章であった。この事実から、武家紋においては江戸前期と比較すると、新しい形の紋章は少なくなってきたがまだ工

若山初子

夫されていることがわかり、元禄以後はどのような新しい事物の紋章が出現するか、興味ある問題である。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要，25，61(1988)。
2. 徳富蘇峰・橋本博：大武鑑卷2，大治社。
3. 若山：北星短大紀要，24，83(1987)。
4. 若山：北星短大紀要，16，53(1970)。
5. 市田八州男：紋典，芸艸堂。
6. 若山：北星短大紀要，19，37(1977)。
7. 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
8. 伊藤幸作編：日本の紋章，ダヴィット社。
9. 牧野富太郎：原色牧野植物大図鑑，北隆館。

紋章の研究

Study of Crests

No.10 The Crests of Samurai Families of the Edo Era (5)

HATSUKO WAKAYAMA

Abstract

The author presents samples of Samurai family crests (Daimyo crests) for the years 1693, 1695, and 1698.

The present research has been aimed at describing hitherto unrecorded crests.

The crests were classified into the following three categories:

1. Crests remodeled from existing ones
2. Newly combined crests
3. Crests made of new materials

Of the 418 warrior crests examined for 1693 one is a new crest, partially altered from the crest of the father, and one uses new material.

Of the 408 crests in 1695 there is one that is partially altered.

Of the 160 crests examined for 1698 12 new crests were found as follows:

1. 10 crests remodeled from existing ones
2. One newly combined crest
3. One crest made of new materials.

The present article introduces a total of 15 new hitherto undescribed crests.